

## 教職員の SNS 等を利用した生徒・保護者への連絡に関する基本方針

福岡県立八幡中央高等学校定時制課程

**1. 基本方針**

学校管理下において連絡を行うものを除き、SNS 等を利用した生徒・保護者への利用は禁止する。  
なお、学校管理したにおいて行う連絡とは、以下に定めるものをいう。

**2. 「SNS 等」の定義**

この基本方針において「SNS 等」とは、ソーシャルネットワーキングサービス（LINE、Twitter 等）、学校向けに開発されたファイル共有やコミュニケーションのためのサービス（Google Classroom、Microsoft Teams 等）、又は電子メール等、インターネットを介して個人間でメッセージの送受信を行うことのできるサービスをいう。

**3. 学校管理下における SNS 等を利用した生徒・保護者への連絡**

オンラインを活用した生徒保護者への連絡や出欠確認等の簡易な連絡、その他業務上 SNS 等を用いて直接連絡を行う必要がある場合は、生徒や保護者と一対一でメッセージを送受信せず、管理職（定時制教頭）や副担任など他の教職員をメンバーとして登録したグループを設けたり、その他の教職員に同時送信（CC、BCC）したりするなど、他の教職員が連絡内容を共有できる環境内で送受信する。

その際に利用する連絡手段については次の（1）で行うこととし、これによりがたい場合は、校長の許可を得た（2）によることとする。

**（1）学校管理電子メールによる連絡**

原則として公用の端末（校務用パソコン）で利用する電子メールを CC（または BCC）のもとで業務上必要な連絡を行う。

**（2）校長の使用許可を得た個人アカウント等による連絡（LINE 等）**

（1）による連絡が行うことが困難な場合、生徒・保護者からの申請を受け、校長が許可をした個人で取得した SNS 等のアカウント等を用いて業務上必要な連絡を行う。

生徒・保護者の個人アカウント等の情報は外部に流出させることがないよう、厳正な管理を行う。また、必要がなくなった場合は、管理職の確認のもと、アカウント等の個人情報を確実に削除する。

**4. 生徒・保護者への対応**

- ・以上の対応方針については生徒及び保護者に対して周知し、理解を得る。
- ・生徒・保護者から意図せず SNS 等によるメッセージを受信した場合には、3 に準じた対応を原則とするが、緊急を要する相談や生徒の生命身体に危険が生じている場合等、速やかに返信する必要がある場合は、適切に対応した上で、事後速やかに管理職へ報告する。